



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 大成建設株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 村田 誉之
コ ー ド 番 号 1801
上 場 取 引 所 東 証 ・ 名 証 各 一 部
問 合 せ 先 経営企画部長 亀澤 靖
電 話 番 号 03-3348-1111 (大代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 155 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務を執行しない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 29 条(社外取締役の責任限定契約)及び第 37 条(社外監査役の責任限定契約)の一部を変更するものであります。なお、第 29 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会 (社外取締役の責任限定契約) 第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 1,000 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任限定契約) 第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(同法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 1,000 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 1,000 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 1,000 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以 上